

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第112回） 議事概要

1. 日時：令和6年11月6日（水）13:00～16:05
2. 場所：農林水産省7階講堂
3. 出席委員：
赤松委員、浅井委員、稲垣委員、井上委員、大津委員、大橋委員、小針委員、
齋藤委員、竹下委員、田島委員、友實委員、内藤委員、中嶋部会長、林委員、
水戸部委員、宮島委員、山野委員
（磯崎委員、高槻委員、二村委員、堀切委員、吉高委員は欠席）
4. 議題：食料・農業・農村基本計画の策定に向けた検討
（我が国の食料供給（農地、人、技術））
5. 主な発言内容：
（浅井委員）
 - ・ 改正基本法において、国民一人一人の食料安全保障を掲げている中、人口減少・高齢化の進行は、農業の構造改革を進める十分な理由になる。最大の課題は、「農地」と「農業者」の動きが硬直化し、生産現場においてイノベーションが起きにくい構造になっていることと考える。このまま成り行き任せにしていると、最も痛みを被るのは国民。構造改革は痛みを伴うが、早めに段階的にしっかりと準備して進めることでその痛みを最小限にすることは可能と考える。農地と農業者の流動性を高めて、スマート農業技術を含む新しい技術を活用しながら、生産現場にイノベーションを起こし、農業を地域の新たな産業の一つとして再構築すべき。
 - ・ 農地バンクに農地利用権を集約し、大区画化等の基盤整備により農地の利用価値を高めた上で、その利用価値を最大化できる耕作者が利用できる仕組みにすべき。例えば、三重県の農地バンクは積極的に農地集約に取り組んでおり、農業ビジネスプランコンテストを開催し、集約した利用価値の高い農地と優秀なプランを持つ利用希望者をマッチングして利用権を転貸する取組を始めている。しかし、最大の課題は権利者との合意形成。農地の所有権は民法で保障されているが、利用権については、より簡易に交換分合できるようにすることで、現場でスムーズに集約が進む仕組みがあると良い。
 - ・ 農地の流動性を高めるには、所有者の高齢化に伴い農地相続が一気に増加すると予測されるこのタイミングをチャンスと捉え、農地に関心の低い相続人が利用権を農地バンクに預けた場合に相続税を減免する等の時限的措置を検討いただきたい。また、固定資産税について、農地を適正に利用していない所有者への課税額を1.8倍にする制度があるが、不適正利用の抑止力となるよう更に厳しい措置を検討いただきたい。一方で優良農地については、転用を一切認めず、抜け道のない制度にしたい。
 - ・ 限られた農地を効率良く維持管理するため、農地DXを更に推進する必要。現在eMAFF農地ナビにおいて農地の所有情報は公開されているが、利用情報や土壌情報等のメタ情報も加え、農地の利用価値を評価する仕組みとなることを期待。

- ・ 農地の集約・大区画化が進めば、農業をやりたい人は大勢出てくると思う。技術や経験に乏しい新規就農者こそ、条件の良い農地で営農をスタートできる仕組みが必要。
- ・ 女性が活躍しやすい環境づくりは重要であり、例えば当社のキウイフルーツ農場では、マネージャー及びスタッフが全員女性。こうした成功事例をたくさん増やしていくことが重要。
- ・ 農業が好きで、何歳になっても元気で頑張っている人もたくさんいるが、やめたくてもやめられない人もいると思う。椅子が空かないと若い人にチャンスが巡ってこないの、高齢の人が安心して事業承継を進められる制度を検討してもよいのではないか。
- ・ 農業技術について、客観的に評価する仕組みと、成功事例・失敗事例についての正確な情報共有が重要。
- ・ 現場の農業者が研究者としても活躍する「アグロノミスト」を育成し、農業技術の輸出拡大を想定した取組を進めることが重要。

(内藤委員)

- ・ 基本計画の内容を絵に描いた餅にするのではなく、スピード感を持って実装していくことが重要と考える。例えば果樹については、2030年には面積が9万ha減少すると試算されているにもかかわらず、企業参入をまともなタイムラインで行うための補助金の上限が実質的に5haになっている。果樹に限らず、目指すべき目標と施策との間にギャップがあると思う。
- ・ 緊急時・危機時に何かを大きく変える必要がある場合の意思決定は、ボトムアップではなくトップダウンで行うべき。歴史上いつの時代もボトムアップ型意思決定は短期的・保守的に偏っており、大きな変化を起こす際には相性が悪いと考えている。地域計画策定のプロセス自体は素晴らしいと思うが、地域のボトムアップで作られた計画と、どの品目をどの産地でどの程度作るのかというトップダウンの戦略との擦り合わせを綿密・丁寧かつ大胆に行わなければ、大きく変わることを阻害する既成事実となってしまうと懸念している。
- ・ 日本の農業として、真の成功ケースを一つでも生み出すことが重要。行政は本質的に幅広くカバーするものであることは認識しているが、日本の農業が衰退している中で、例えば輸出によって事業が拡大していけば、特定の産地・品目の生産量がV字回復を始め、その過程で生産性向上が図られることで、収益性の低さも改善され、民間企業や資本、人材などが入ってきて、自立的に成功・成長できるようなサイクルが図られる。選択と集中により、真の成功ケースを今後5年間で作り上げ、それを全国展開していくことを計画に織り込めれば良いと考える。

(山野委員)

- ・ 今回の資料では、品目別に現状分析がなされているが、地帯区分により実情に大きな違いがある。例えば土地利用型作物の生産性向上について、農地の集約化・大区画化等、大規模経営体向けの視点が示されているが、これは平地地域での方向性である。都市的地域や中山間地域では、これらの視点からは生産基盤の維持は困難。特に、農家数、農地面積、農業算出額の約4割を占める中山間地域では、小規模圃場が多く大型機械の使用が困難、集落営農が盛んといった地域の特性を踏まえた施

策の検討が食料安全保障を確保する上で必要。また、農地の大区画化等の基盤整備には時間がかかることから、効率的な農業構造に至る前に農業者の急減が見込まれる中、その間どのようにして農地を維持するかといった視点が必要。

- ・ 農業の担い手を確保する上では、所得を安定的に確保することが必要不可欠であり、特に異常気象や災害が頻発する中、セーフティネットの重要性は増している。中長期的なセーフティネットのあり方について、収入保険への加入が伸び悩んでいることを踏まえ、類似制度の集約も含めて全体のあり方を検討すると記載されているが、その前に収入保険への加入が伸び悩む理由の検証が必要ではないか。また、現行の制度は、対象品目ごとの特徴や課題を踏まえて措置されており、例えば野菜価格安定制度は、需給調整機能を果たし、野菜の価格と経営の安定に寄与している。農業者の急減が最大の課題となる中で、中長期的な制度のあり方の検討にあたっては、類似制度の集約を前提にするのではなく、経営安定の観点からどのような対策が講じられるべきかを第一に検討を進めるべき。また、今後も生産資材価格の高止まりの常態化が想定される中、改正基本法において、資材価格の著しい変動が育成すべき農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずるとされたことを踏まえ、適正な価格形成を資材価格高騰対策の基本としつつ、既存の対策にコストに着目した仕組みを新設するなど、対策の充実も含めて検討をお願いしたい。
- ・ 民間金融機関が活用できる制度資金である農業近代化資金は、日本政策金融公庫が扱うスーパーＬ資金と比較して、借入限度額等様々な面で劣後する実態がある。日本政策金融公庫が本来は民間の補完であることを踏まえ、制度の見直しをお願いしたい。農業近代化資金を充実させることで、地域の農地維持と農業発展につながると考える。

（水戸部委員）

- ・ 北海道では、大規模な担い手を中心に農業を行っており、この担い手が離農者の農地のほぼ全てを引き受け、また農地の９割が集積されているため、耕地面積を減らさず維持できている。一方で、北海道の農業試験場がセンサスデータを活用して行った動向予測を踏まえて試算すると、このままのペースで規模拡大を続けても、10年後には農地の２割が耕作できなくなってしまうおそれがあり、国民への食料の安定供給の役割に黄信号がともるほか、広大な農地がもたらす多面的機能の喪失も懸念される。農地をしっかりと守っていくことを国が基本計画に示すことが重要と考えており、北海道も、今後策定する計画において、そうした方向を示していきたい。
- ・ また、このような事態を回避するには、現在の担い手の減少スピードを緩める緩和策と、担い手の規模拡大を加速化させる適応策の両面から取り組むべきと考える。規模拡大だけでなく、新規就農者の確保が最重要課題と考えている。そのためには、次の世代が継ぎたいと思える環境を早急に整えることが重要。現状、第三者が引き継ぐには、多額の初期費用が必要になるため、円滑な経営継承に向けた多様な資金ニーズに対応していくことも重要。また、規模拡大のためには、省力化に向けて規制緩和を含めたスマート農業技術の導入の加速化、作業の効率化や水利施設の保全管理等の計画的な基盤整備の推進、営農活動を行うアルバイトや外国人も含めた多様な雇用人材の確保などに加え、酪農ヘルパーなどの支援組織や共同利用施設の活用といった産地としての支援体制の整備など、様々な施策を集中的に行うことが重要。税金からなる予算を使う以上は国民理解が不可欠であり、継続的な経営の下で

安定的に国民に食料を供給できる担い手に対し、重点的に支援していくことを基本計画にしっかり位置づけるべき。

- ・ 人と農地について、地域ごとに課題と解決策は異なる。地域計画の実現に向けては、地域の多様な課題に対する施策をメニュー化し、使い勝手を良くして後押しするとともに、地域でビジョンが描けるよう、水田農業のあり方や、畑作、酪農等の方向性を示していく必要。

(井上委員)

- ・ 今回示された課題と検討の視点については総じて賛成の立場。農地の確保に向けては、農地の集約化と基盤整備、経営体の確保に向けては法人等団体経営体の更なる増加促進と経営基盤強化、収量・生産性の向上に向けては現場のスマート化・省力化の推進が必要。
- ・ 農地の適正利用に向けては、生産や経営のノウハウがあり、地域での関係性が構築できている既存経営体の規模拡大が特に効果的と考えている。
- ・ 土地利用型作物の中で、米は最も重要と考えている。農地の大区画化等の基盤整備をはじめ、更なる政策推進に向けた検討をしていただきたい。
- ・ 加工・業務用野菜の需要に応えるには、共選・集出荷など、ハブとなる基本的な施設や設備に関する検討も必要。基盤整備と同時に、出荷のためのハブ機能を持たせることが、集約化した産地を育成する上で有効と考える。
- ・ 地域計画の策定に向け、当地域では、地権者と行政で原案を作った上で耕作者に示されているが、将来の具体的なビジョンを持つには、最初から耕作者を入れて話し合うべきで、地域での話合いのあり方について検討いただきたい。また、農地の集積・集約に向けて、相続前の権利移転の促進や、農地の適正利用に向けた新たな方策の検討に期待している。
- ・ 経営基盤の強化を図るためには、経営には何が必要かを学ぶことが重要。農業経営には人・モノ・金・情報の4つが必要であり、経営管理能力を有する経営層の育成のため、農業経営者同士の交流や学習の場の創出についても検討いただきたい。
- ・ 山梨県内では農協系統の資金の活用事例が多く、申込から着金までのリードタイムの早さに魅力を感じている印象。
- ・ 知的財産の海外流出防止については、民間企業のガバナンスから学ぶべきところが多いと感じている。また、知的財産の創出にあたっては、海外マーケットを視野に入れた民間企業との協業が効果的と考えている。

(大津委員)

- ・ 人・農地・技術を三位一体で位置付けることには大きな意味があるが、農業は既に負のスパイラルに突入していることから、上昇スパイラルに転換するためにはさらなる柔軟な姿勢と取組が必要。他の委員も言及していた通り、農地集約等は着実に実現していくべきものであるが、いくら農地集約や技術により生産性を上げたところで、人口減少によってどの産業でも人手が不足している中で、農業者だけが急に増えるわけではない。今の若者たちは収入だけで仕事を選ばなくなっており、単に農業は儲かるというだけでは他産業と競合できない。農業は面白い、家族が安心できるといった流れを作ることで、人を呼び込む土台ができる。

- ・ 人口減少が進み、これといったリーディング産業がなく、円安を解消できる見通しもない中、今後、外国人労働者は日本に来てくれなくなると考えている。
- ・ 浅井委員から話のあった、農業者が研究者としても活躍するアグロノミストの育成や研究者と農業者が連携したフィールド研究の仕組みづくりは、農業こそクリエイティブで面白い環境づくりにつながると感じた。数や規模の数値目標も大切だが、数値で測れない面白さを創出することも重要と考える。
- ・ 参考資料について、上昇スパイラルの起点として「国土保全手当」と書いているが、これにこだわるものではなく、何か1つ2つでも、成功と呼べるものを今後5年間に作ることが起点になると考えている。農業従事者や農村人口の減少等、現実には厳しい一方、SNSの普及や、浅井委員、内藤委員のようなカリスマ性のある農業者が現れたことにより、農業はかつてのイメージではなくなりつつあり、上昇スパイラルへの転換は不可能だとは思っていない。
- ・ 家族経営体の立場から、クレジット等の活用による単位面積当たりの収益拡大を提案したい。営農型太陽光発電による売電収益や、J-クレジット、また今後は生物多様性クレジット等により、中小規模の経営体でも単位面積当たりの収益を上げられればと考えている。農地集積による大規模生産は、先ほどの北海道の事例は素晴らしいと思うが、欧米とは比較にならず、また大規模化すれば気候変動や為替変動等の影響を受けるリスクも大きくなるため、中小規模でもクレジットで経営を維持し、生産性を高めていくことが突破口となるのではないかと考えている。日常生活でもポイントを貯めて使うことが定着しており、これを農業でも行えないかと考えている。
- ・ 平地地域における土地利用型作物の農地集約化や生産性向上は進んでおり、問題は中山間地域の技術開発や導入の遅れであるが、中山間地域こそが将来のビッグマーケットになるのではないかと考えている。中山間地域の生産効率を上げる農業機械やサービスは、国内市場はもとより、モンスーンアジア、世界の中山間地域をマーケットにできる。
- ・ クレジット取引や技術開発に必要なデータについては、農業者がその都度データを入力するのではなく、スマートウォッチやウェアラブルメガネなどで収集していくことも今後は必要と考えている。
- ・ 農地の集積について、地域に任せるのは多少無理があると感じている。地権者が中心では、条件が厳しい中山間地域では特に調整が困難。農業委員会がきちんと機能していない地域もあるだろうし、この調整は地元の人間関係にも影響するので、ある程度は行政が行うべきと考えている。地域の話合いが一番難しい。

(齋藤委員)

- ・ 毎年実施している法人協会のアンケートの2024年の結果を見ると、農業法人の売上は10年間で1.5倍の3.92億円、法人の規模は平均と比較して、稲作で37倍、露地野菜で34倍、畜産で38倍となっている等、法人の規模は大きくなっている。小規模の経営体も必要であるが、大量に離農が進む中、受け皿となる法人も応援してほしい。
- ・ 基盤整備の推進については、10年、20年と長い時間を要するものなので、農業者の減少に間に合わないと考えている。一方で、農地の簡易な基盤整備を行える農地耕作条件改善事業は素晴らしい事業であり、基盤整備が完了するまでの間、こうした農地の簡易整備による規模拡大を応援してほしい。

- ・ 農業者減少について、イタリアでは、稲の湛水直播技術や高単収が見込める米国種子の活用により、500haの農地を4人で営農している例もあるため、農業者が減ることは本質的な問題ではないと考えている。日本の水田農業が目指すのはこのようなモデルではないか。
- ・ スマート農業技術の導入には、売上を上げるか、コストを下げるかが重要であり、単発で入れても意味がない。農研機構は色々な技術を持っていると思うが、農業者に伝わっていないのではないか。果樹や露地野菜などの収穫には人手がいるので、今後、機械化に対応できる育種で乗り切れる可能性は高いと考える。新しいフェーズに移るために、少人数で大きな面積を営農できる仕組みづくりや人材の育成、農地の大規模化が必要。また、他産業に負けないような就業条件・環境を整えることが、結果として食料安全保障につながると考える。

(大橋委員)

- ・ 今回の資料において、農地・人・技術という観点で、各品目が置かれている課題と検討の視点を示していることには一定の意義があると考えている。重要なことは、この視点を踏まえて議論の解像度を上げていくこと。どれだけの技術で農地・人等の生産力が補えるのか、国民の食を守るために、どれだけの技術や規模拡大が品目毎に望まれているのかを議論しないといけないと考えている。また、地域ごとに相当様相が違はずなので、そうした視点も入れていただきたい。
- ・ 品種の開発技術について、各地域における国や県の研究所がリソースを今のまま持っておくべきなのか、それとも集約化・一体化していくのがいいのかについては、しっかり検討がなされるべきではないか。

(赤松委員)

- ・ 今回話を伺って、地域計画の策定の現場は、とても大変だろうと感じている。ただし、期日が決まっていることにより、実施可能性を優先し、手段である集約化を目的としてしまい、本来の目的である生産性向上に繋がらなかったという事態は避けなければならない。そのためには、何をどれだけ生産するべきかという観点を取り入れながら、地域計画を立てなければならない。
- ・ 品種開発のところで産学官連携という言葉があったが、地域計画の策定の場においても、産学官連携はできないのか。農業に関する研究には実験系の研究分野だけでなく、社会学や経済学など幅広い研究分野があるため、地域計画にも専門家の視点を取り入れ、効果のある地域計画の策定を進めていただきたい。

(友實委員)

- ・ 赤磐市では、農業振興を目的として、県有地の遊休農地2.3haについて、2社の企業と契約し、官民連携の農業振興拠点を設置した。この企業は、主に葉物野菜やサツマイモについて、育苗し、自らが市内の農地を借りて栽培している。また、新品种の開発に向けた試験栽培、新規就農希望者への技術指導に加え、小型農業用ドローンの教習所、生産計画等が学べる経営塾、集荷場や大型貯蔵庫による出荷調整も行っている。市としては、ここに就農支援センターを立ち上げ、2社と一緒に強い農業を目指して、職員配置を行っているところ。一方、農業を営む企業の資本力は

脆弱であるため、これを補うために、本市が資本を持っている企業とマッチングを図った事例がある。

- ・ 所有農地を貸し出してくれない事例なども多くあるが、公有地を低額で提供していくことも大きな課題であり、県の中間管理機構を介した農地の貸し出しを促進するという動きが赤磐市でも出始めている。今後、本市の経験を共有することで、全国各地で同様の取組につなげていきたい。

(竹下委員)

- ・ 日本は農業に限らず、全産業で人が足りていない。多くの業界で、中小零細企業の技術によって支えられている側面があるが、先祖代々続けてきた事業であっても、親として、別の企業に就職させたいという想いを持っており、こども自身も別の職業を選択し、大企業に就職したいというような話が増えてきている。結果として、家族経営が廃業して技術が失われてしまっている。農業でもこれに近いことが起きているのではないか。農業を新たにやってみたい、農業一本で食べていこうと思えるためには、経営体を一定の規模まで育てるための支援が必要ではないか。
- ・ 複数の企業が1つになるなどにより、一定の規模を兼ね備えることで、一企業ではできないことにチャレンジするといったことが農業でもできるのではないか。
- ・ 事業承継や経営の統合・集約は、当人に任せるのではなく、一定の介入も必要だと考えているが、地域の枠を超えて、国策として支援をしていかなければ進められないと思っている。例えば、民間のM&Aの仲介やマッチングには仲介手数料がかかり、中小零細企業にとっては負担が大きく、パートナーを探すためだけには使えないという側面がある。こういったマッチングや中小零細企業が手を取り合うことで、大きく成長し、一企業になるという方向性も入れてほしい。
- ・ 農地の集約について、地域計画は、地域の中であるからこそ進まないものもある。お互いの顔が分かる分、この人には渡したくないということもあり、進められない。これを乗り越えるためには、第三者が進め、全体を見据えた計画が必要。各地域の事情がある中で、地区ごとに話し合い、意見を集約する仕組みは必要だが、もう少し大きな方針から検討を進め、地方に任せすぎないほうが全体としてうまくいくのではないか。

(田島委員)

- ・ 農地の確保について、担い手への農地集約及び大区画化を加速させる対策が必要。また、農地と水は切り離せない関係にあることから、農地の確保と併せて必要となるのが、農業用水の確保だと考えている。利水と治水の両面について、コントロールしていくことが重要。
- ・ 農業水利施設の老朽化が進む中、農業者の減少と同時に保全管理を担ってきた人も減少している。豪雨災害が激甚化・頻発化する中、全国的にも、田んぼダムやため池の事前放流などに取り組んでいる地域もあると聞いている。白石町では、約680万tを貯留できる600kmのクリークがあるが、大雨の前には、防災行政無線を用いて連絡して事前放流を行っている。農業水利施設は、農業生産面のみならず、地域防災にも大きく寄与しているため、将来にわたって保全管理されるよう、地域が後押しする仕組みについての議論が必要。

- ・ 基盤整備の実施について、地域における合意形成は重要だが、大変であり、時間がかかる。これまで50年以上農業をやってきたような方の中には、10年、20年先を想定できない方も多くいるのが現実。このため、合意形成や地域計画策定に至るまで、地域をコーディネートするソフト対策への支援もセットとした検討が重要。
- ・ 農業インフラは農業・農村にとって重要であり、農業水利施設等が持つ多面的機能は、非農家・都市住民にもメリットがある。全ての国民に食料・農業・農村基本法や土地改良のことを理解してもらい、保全管理への機運が全国的に高まっていけばと思う。

(宮島委員)

- ・ 人の減少について、ある程度は農業法人がフォローしていることを期待していたが、全く足りておらず、構造的なところから、相当大胆に、スピードのある変化を起こす必要があると感じた。この変化の方向に対して、それまでやってきた人達の抵抗感があったとしても、これまでとの連続性を超えて進めるぐらいのインパクトがないと、もう変えられない状況と思っている。
- ・ 資金や企業が参入する際の問題などはすぐに対応できるのではない。農業への参入に興味のある企業と話す機会があるが、いくつか課題があり、例えば、土地を農地として持つことができず、別の地目のまま高額な税金を払って何とか農業をやるしかない、土地を手放す気はないが、一度農地にすると宅地に戻すことが厳しく制限されていることがネックとなり、株主から責められてしまうのでクリアできないといった話を聞いた。それぞれの法律が目指しているものが、それぞれ適切な部分もあると思うが、企業等が参入・大規模化をしやすくするため、今まで考えていた常識を超える勢いで検討しないと大きな構造変革は起こらないのではない。
- ・ 他産業の若い人材確保に対するアプローチは本当にすごいものがある。今までの継続で若い人材を取り込む努力をしてもどうにもならないと思う。農業大学校、農業高校を卒業した人の農業への参入比率を見て、農業に一定の関心がある人でさえも参入しないという状況について、何がネックになっているのか。普通のサラリーマンになるのとは違う部分を組み合わせ、ギャップのないようにアピールしていく必要があるのではない。
- ・ 本当の意味で女性が活躍できる場というのはできておらず、それが農村から特に若い女性を手放すことになっているのではない。地域の協議の場という話があったが、農村において女性が参画し、そこで意見を言うていくことは簡単ではない。本当に手放したくない人たちにとって心から居心地が良い状況を作れるかどうか重要。新しく入ってくる人が望んでいることは、既存の人からすれば居心地が悪いこともあるかもしれないが、それを乗り越えていくことも含めて考えなければ、人は出て行ってしまうばかりではない。
- ・ 知的財産について、農業分野でも他産業と同様の経営感覚を持ち、知的財産のメリットを意識していくことが必要ではないか。

(小針委員)

- ・ 克服すべき課題について、その記述内容と前のページで説明されていることに少しギャップがあると感じたところもあった。また、検討の視点に挙げられている項

目について、時間軸や粒度が異なるものが混在している印象を受けた。今出されている課題を丁寧に議論・整理し、計画にしていける必要があるのではないか。

- ・ 生産性の向上においては農地集約と基盤整備が重要。地域計画によって現場の課題を可視化した上で、今後どうしていくかを考えていくことになると思う。その地域の話合いで解決することが理想ではあるものの、それだけではなかなか難しい。ただ、現行の土地制度の下で農地の集積を行うことを考えると、農林水産省の制度には限界があるというのも現実。農地の生産性の向上や、そのための集積を強力に進めていくのであれば、日本の土地制度そのものにも触れていくことも念頭に置かなければならないのではないか。
- ・ 環境の変化により今後収量の変化が見込まれることや、コスト高などにより、経営環境が厳しくなることを踏まえると、農業経営の経営基盤の強化は重要。透明性の高い統一的な農業会計ルール作りや、企業価値の評価手法の確立について、早急に進めていただきたい。
- ・ セーフティネット対策等、経営安定対策についての検討や効果の検証を進める上では、十分なデータが必要。そのためには、分析可能なデータが必要であり、会計ルールの統一化は、その基礎となるものとする。スマート農業のところでデータ活用の課題があったが、農業関連データの基盤を共有・統一化することは、今後のPDCAを意識した施策を進める上でも重要であるため、データ環境の整備を進めていくことが重要。

(林委員)

- ・ 課題認識と検討の視点について異論はない。ただし問題は、基本計画が絵にかいた餅にならないよう、どれだけ危機感を持って、抜本的な改革を具体化するアイデアを盛り込めるかだと思っている。
- ・ 我が国の農業が生き残るためには農地構造の転換が不可欠。数十年来言われてきたが、抜本的な改革ができていない。農水省もこれまで誰よりも尽力して痛感していると思うが、やはり日本では抜本的な改革はなかなかできない。現場での地域計画策定及び合意形成の難しさについては、複数の委員から本日指摘があったところ。地域任せにするのではなく、トップダウンでの意思決定も必要なのではないか。
- ・ 地域計画は来年3月までには全地域で策定される予定となっているが、そうして策定された計画は、白地農地が多く集積には程遠い、とりあえず今できそうなところについて、集まれる人で合意したようなものとなるのではないか。そのような計画が出てきても、集積のスピードには間に合わないということは現時点で見えている。国が、国全体の最適なポートフォリオを作るべきではないか。また、国が、農業者がきちんと声掛けされたかチェックする、耕作放棄地や所有者不明土地の情報を協議の場に提供する、地域計画間の調整を図り、より広いエリアでの大規模な地域計画をポートフォリオに沿って作っていくよう、地域計画策定のあり方自体を見直すことが必要ではないか。
- ・ 利用権の交換分合の促進について、本当の意味で制度を活用するためには、今よりも簡易な手続きを作ること、また、所有者不明土地や耕作放棄地については、農業委員会の強制力をもっと働かせて、この農地交換分合の制度を進めていくといった具体的なアイデアを、この計画の中でも盛り込んでいくことが必要。

- ・ 優良品種などの知的財産を保護・活用し、稼ぎにつなげ、新たな知的財産の創出につなげるというサイクルを回すことは、国内農業の振興において重要。一方、これまで農業研究の公的機関が開発した品種については、その開発に人・時間・コストがかかっているにも関わらず、利用者がそれを知的財産として認識できないほど廉価な許諾料で配布しているのが実態。これが民間の品種改良を阻害する、負のインセンティブになってしまっている。新品種の開発のためには、自前の財源となるようなロイヤルティをある程度確保していくことが、公的研究機関にとっても必要。そして、民間も含め、ロイヤルティを管理コストや産地化・ブランド化、新品種開発への投資に充てなければ競争力の維持もできないと考える。
- ・ ロイヤルティを確保するためにはマーケットが評価する品種が必要。マーケットインの品種開発を進める必要があるが、現状は国内市場の取り合い競争となっている。競争すべきは国内でなく海外だという視点を持って、海外展開に向けて、産地の最適化も含めて、どの地域でどういう作物品種、品目を大規模に作っていくのかというような、全体的な視点が重要。

(稲垣委員)

- ・ 地域計画を推進している立場からすると、主人公である農業者、農業法人、農業委員、農協等の関係者がどれだけ当事者意識を持ってわくわくする話がされているか疑問に思うところがある。
- ・ 地域計画については、受け手のいない農地が、話し合いを経て地図化され、法律の手続きに従って公表されることに意味があると考えている。全国の2/3の農業委員会が、地域に担い手がなくて困っている、担い手の経営する農地に色を塗ることはとてもできない等と言っている。しかし、現状は担い手がいなくても、10年後、このエリアで農業を頑張っていくという地域計画が既に公表されていることによって、現場の市町村や農業委員会の関係者は勇気づけられている面もある。
- ・ 「地域計画は随時変更可能」という表現がされているが、「随時変更を実施」や「随時変更してバージョンアップを図る」といった表現の方が良いのではないかな。
- ・ 地域計画においては、政策の横串をどのように刺していくのかという視点が重要だと考える。市町村に、様々な課題を束ねられる話合いの仕方を示すことが重要。そのためには、各地域計画にふさわしい産地形成や土地改良のあり方について、農水省や都道府県がプッシュ型の提案をすることで、話合いを更に深めていくという切り口が重要だと考えている。
- ・ 地域計画で地図ができるということは、食料安全保障の基礎となる土地が明らかになるということ。そこでの開発の抑制についてオールジャパンで了解を取り付け、市町村の開発部局に対して、地域計画内の農地は原則開発行為の対象外であることを周知し、開発や転用を牽制する必要があるのではないかな。
- ・ 農地バンクについて、相続前の権利移転の促進については強く同意。相続が決まってからの相続対策は実質税金対策になってしまうので、相続に向けたあらかじめの話合いを促進する必要がある。その際、今後大きなファクターになるのは不在村地主なので、ここには、キャンペーンを張るような取組が必要かと思う。その際に農地バンクの果たす、以下の3点の役割が重要だと考えている。1点目は、都市部にいることの多い不在村地主に、集中的にアクセスしていくこと。2点目は、集積している農地の担い手が離農したり亡くなったりした場合の、バッファー機能を果

たすこと。3点目は、とにかくプレイヤーとして農地集約を行っていくこと。これを果たすためには、市町村、農業委員会との業務の分担整備が必要と考える。

- ・ 近年、相続、経営継承、そして認知機能の低下対策として、民事信託が活用されているが、農地だけは扱えないという話を聞く。農地制度の新たな手立てとして、検討する時期が来ているのではないか。
- ・ 基本計画の最大の眼目は、経営体をどれだけ確保するかということ。農業法人については平成25年に、10年間で5万経営体を目指すという目標が示され、今3万4千経営体まで来ていると思うが、これをどうするのか。また、家族経営について、基本法第27条に家族農業経営の活性化が位置付けられているが、特に法人化を目指さず、また雇用も入れない経営を、どう位置付けていくのか。農業簿記ソフト開発事業者のシンクタンクにおいて、青色申告をしている経営データの蓄積をしているが、そのうち1/4は雇用を入れていない経営体であり、平均売上は3000万円ほどに達しているところ、こうした経営体の支援についてどう考えるのか。農村政策や地域政策の観点からも、農業法人だけではなく、こうした地域に根づいた経営体についても今後どのように確保していくか考える必要があるのではないか。
- ・ 本日の資料には認定農業者や農業経営・就農支援センターの記載がないが、今22万経営体ある認定農業者は、市町村が、農業者が策定した経営改善計画を認定し、それを達成する支援措置を講じるものなので、計画の進捗を踏まえた支援が必要ではないか。また、認定農業者の4割を65歳以上が占める中、経営継承の観点から新規就農対策と直結させる手立てが必要ではないか。
- ・ 新規就農者の就農実態に関する調査によれば、地域で他の農業者とのかかわりがほぼないという新規就農者が約3割いるとのこと。新規就農者や認定農業者の組織化を、農業経営・就農支援センター等が連携して支援する必要。
- ・ 農業での労働基準法の適用除外は、人材獲得競争の中では厳しいので、労働時間貯蓄制度なども検討の必要があるのではないか。また、一般企業では総務や人事などのバックオフィス機能があるが、農業法人では脆弱であり、農業経営・就農支援センターを含め有償無償のバックアップ体制が必要。
- ・ 農業法人の自己資本比率が低い中、経営基盤強化のため、農業法人への農地所有権移転を促進する制度の拡充を検討すべき時期に来ているのではないか。

(杉中経営局長)

- ・ 地域計画について、我々も過去の人・農地プランの反省の上に立って進めているが、日本は土地に関してこだわりの強い社会であるため、まずは関係者が話し合っ、現状をしっかりと把握するというプロセスを経なければ、集積・集約は難しいと考えている。将来、その地域にある農地をどのように使っていけるのか現状を認識してもらい、地域の農業ビジョンをどのように作っていくかを話し合ってもらっている。稲垣委員の発言にもあったが、その結果として地域計画の中に白地農地が多くあることは悪いことではなく、地域の中だけでは将来農地を維持していけないことを把握した上で、その地域だけで解決できない問題を解決するために、その地域の範囲を広くしたり、外の人を呼んできたりといった議論も必要と考える。そのため、令和7年3月末で終わりではなく、必要な見直しをし続けることが重要。
- ・ 一方で、一人一人の話合いのみで、全ての集積を行うことは難しいと考えている。成功事例を見ると、市町村や県、農業委員会の行政がある程度関与することが重要。

特に、条件が厳しい中山間地域ほど、ある程度条件を整備した形で参入を決めてもらう取組を決めていくことが必要。

- ・ 品目ごとの条件、状況が異なる中で、ある程度は地域分類による課題の整理も必要と考えているので、検討課題としていく。
- ・ 農業経営の将来の見通しを検討するためには、食料安全保障のために、どの品目をどの程度作るのか、どれだけ生産性高く作ることができるのかをセットで検討する必要がある、このような食料安全保障としての品目の生産についての目標を実現するために、どのように農業経営体を育成していくのかについて、次期基本計画の中で検討していきたい。
- ・ 農業に関するイメージは、ブラックな産業であり、非常に悪いと認識されているのが課題。これには、労働関係法規の特例が多いということが関係しているが、建設業や運送業においても労働法規の特例の見直しが行われている中で、農業分野についても見直しが必要であり、実際に適用するために必要な支援も併せて考える必要。
- ・ 農業の魅力を伝えるためには、経営の透明化が必要。農業の場合、ある日突然、倒産に追い込まれるが、それまで状況に気が付かなかったということや、コストを過剰に積み上げて、実態と比べて著しく収入を低くしていることもあり、バランスシートに客観性がない。このため、ビジネスとして、融資を受けたり、参入をしてもらったりするためには、経営環境の見える化を進めていくことが必要と考えているので、さらに検討したい。
- ・ 検討の視点の時間軸について、今回は、5カ年の基本計画の中で検討しなければならないことを、ある程度幅を持った形で記載している。例えば、セーフティネットについては、長期的に見れば、農業者も減る中で、あり方を検討しなければならない。5カ年で何らかの検討をしなければならないものと、早急に対応しなければならないものについては、基本計画の中で、時間軸も分かるような形で対応していきたい。
- ・ 不在村地主の農地の集約化・継承について、これを簡素化することは、農地バンクの役割も入れることを考えているため、時間を要する議論が必要かもしれないが、基本計画の課題として検討していきたい。

(堺田技術会議事務局長)

- ・ スマート農業技術の客観的評価と成功失敗事例の正確な情報共有について、令和7年度からスマート農業イノベーション推進会議を本格稼働する方向で準備中。本組織は、開発と普及の好循環を生み出していくことを目的として立ち上げ、この活動の中で、情報の集約・整理、発信にしっかりと取り組んでいきたいと考えている。
- ・ 農業者と研究者の連携交流の活発化については、積極的に進めていきたいと考えている。知の集積と活用に関して、産学官連携のオープンイノベーションの場があり、ここで多くのコンソーシアムが立ち上がっている。この中には、農業者も多く参画している。
- ・ 規制緩和を含めたスマート農業技術の導入の加速化について、現行の道路交通法では、一部の農道において通行止め措置を講じることは対応可能となっているが、今後の技術の進展も踏まえながら規制面の検討も併せて行っていきたい。

- ・ スマート技術の端末から自動で入力できる、農家の負担軽減のための取組について、直進アシストや自動操舵の農業機械が増えており、これらは自動でデータを取り込むことができるようになってきている。衛星データの活用といった面からのアプローチも考えていきたい。
- ・ スマート農業の進め方について、コストや売上といった経営全体を見ることが重要ということについては、指摘を受け止めて取り組んでいきたい。また、農研機構の技術が知られていないのではという懸念については、農研機構が標準作業手順書（SOP）を作成し、情報管理に留意しながら現場への普及も行っている。
- ・ 国としても、国と県の研究機関のリソースをもっと効果的に使っていくような取組が必要という認識。例えば、品種開発は、品目の特性に応じて、国と公設試、あるいは、ブロック単位での連携のあり方について足元で進めており、品種開発以外についても効果的な進め方を検討していきたい。
- ・ スマート農業技術に関する時間軸について、スマート農業新法の中でも、生産革新計画をすぐに現場に実装していこうという観点で、計画認定制度を設けている。一方で、開発段階の技術は、5年程度かけて重点開発目標で位置づけ、実装レベルまで開発して普及していくという道筋を描いているため、時間軸の観点はしっかりと落とし込んで、検討していきたい。

（森輸出・国際局長）

- ・ 日本の農林水産物、食品の強みの源泉は知的財産にあると感じている。そういった意味で、知的財産を活用し、利益を得て、開発に再投資していくサイクルを確立していくことが重要と考えている。例えば、海外を視野に入れたマーケットインでの育種や知的財産の適切な管理、ライセンスの設定といった取り組みをさらにすすめていくための仕組みの整備が必要。
- ・ 公的機関の許諾料について、我が国の公的機関の開発品種の多くは、農業者に優良な品種を広く普及していくことを重視しており、経済的な価値と比べ低廉な許諾料が一律に設定されていることが多いのは事実。今後は、優良品種の開発普及に資するよう、利用者に応じた戦略的な許諾料設定を進め、新しい品種開発への投資を促していきたいと考えている。

（松尾農産局長）

- ・ 果樹の改植の支援について、内藤委員からご指摘のあったものについては、多くの生産者の取組を支援したいということから、一定の上限のようなものを設定している事業もある。生産基盤の強化というのは喫緊の課題であるため、今後は、生産効率化が期待される大規模化といった観点から、事業運用のあり方について、よく見直して進めていきたい。

（前島農村振興局長）

- ・ 交換分合の仕組み自体は、土地改良法に規定されており、利用権・使用収益権まで広く対象にしているものであるが、基本的に交換分合が使われるケースは、所有権について行われているケースがほぼ全てではないかと考えている。実際には、土地の条件がほぼ同じようなところで、所有者間の合意がなされるケースでなければ、一対一で交換することはなかなか成立せず、交換分合が使われる頻度は低いと考え

ているので、むしろ農地の流動化を促進するような仕組みが必要。利用権であれば、中間管理機構の活用によりまとめていくことが可能と考えており、また、所有権であれば、圃場整備に併せて換地で進めていくことが現実的なものと考えている。

- ・ 土地改良事業自体は、必ずしも全員の合意がなくとも、3分の2以上の同意があれば事業を進めることができるが、実際には、より多くの同意があった上で、同意を得られた部分について事業を進めていくという手法で行っている。地域計画はトップダウンで進めるべきという意見もあったが、どの作物を集約化するのか等、地域が合意した上で進めていくことが一番の近道ではないかと考えている。
- ・ 基盤整備の合意形成のため、ソフト対策への支援もセットで検討することについては、圃場整備等の基盤整備を行うにあたって、事業実施前の2年間、地域の合意形成を支援する仕組みも設けているので、そうしたものの活用を検討いただきたい。

(浅井委員)

- ・ 地域計画について、地域の合意形成が全員で取れることは理想であるが、それを続けてきた結果が今の状態になっている。何か新しい仕組みが必要ではないか。例えば、農地集積率という指標は非常に分かりやすく、現在60%のところを80%にしていこうといったもの。それをもう一つ、農地の集約・大区画化にも踏み込んで、基本計画の中でも目標設定をしていただきたい。各都道府県の対応には温度差があると思うが、三重県のように頑張っている地域には、目標に向けて一生懸命取り組んでもらい、そこに対して、国としてもインセンティブのような形で、優先的に基盤整備が進んでいくような成功事例を作っていただきたいと思っている。
- ・ 農地バンクの人的リソースが圧倒的に足りていない。農地バンクが非常に重要となっていくなかで、人が足りなければ、仕組みを進めていけない。基本的には都道府県が考えていくことかもしれないが、国としても何か考えていただけたらありがたい。

(杉中経営局長)

- ・ 3月末までに定める地域計画で全て完結するとは考えていない。地域の話合いの中で、将来の適正利用が見通せない農地もかなり出てくると思うが、その事実を元にこのままでいくと地域の農地が利用されなくなってしまうと地域で認識した上で、外部の人に来てもらうしか選択肢がないのかなど、さらに話合いを続ける。その上で、どういうものをどの地域で作っていくかという地域全体の農業ビジョンと整合しないといけないので、市町村、農業委員会、都道府県、国も支援をしながら農地の集約をしていく。行政の介入がないと時間がかかるというのは、ご承知のとおりなのでしっかりやっていきたい。
- ・ 農地バンクのリソースが足りないというご指摘については、今回の基盤法改正の中で、農地の集約化の計画は農地バンクに一本化されたので、農地バンクが活躍できる体制整備について引き続き支援していきたい。

(大津委員)

- ・ 農地バンクが地図上で整理されていく中で、50年農業をしていた人が急に変わるというのは想像がつきづらいので、農地集約をした場合について、GISやCADなどによるシミュレーションを使用した合意形成も有効ではないか。

(杉中経営局長)

- ・ それをまさに地域計画の中の将来地図と呼んでいる。10年後の農地利用について、全く人を集められない可能性などを明らかにすることを目的としており、現状のままいけばどうなるのか可視化することが大事。これらを生産性の高い集約化された農業を実現する施策につなげていきたい。

(中嶋部会長)

- ・ 本日は、今後5年間で経営体数がこれだけ減るというのを示していただき、それを前提とした議論を行った。数字が本日の資料のとおりになるかはわからないが、少なくとも、あまり時間は残されていないということを共有したと考えている。今後長期にわたって持続的に生産していかないといけないことを考えると、次期基本計画は、経過点としての2030年のあり方を設定するということであり、この時点の最適解を設けるというわけではないのかもしれない。就業者で言えば、今の若い人は自身の成長を大事にしているので、10年、20年後にどう働いているかを見せる必要があるのではないか。
- ・ 地域計画は、以前の基本計画の検討時にはなかった。その基本計画の構造展望や経営展望などでは、具体的にどう取り組んでいくかのイメージが弱かったかもしれない。地域から出てくる計画での白地農地が明らかになれば、日本全体でどうこれを支えていけるのかが分かるのではないか。

(河村課長)

- ・ 次回は「我が国の食料供給（品目）」について議論いただく予定。詳細は追って御連絡。

(二村委員) ※欠席のため書面にて意見提出

- ・ 地域計画づくりにおいて、実行性があり、かつ農業生産力の向上につながる計画がつくられるかが非常に重要。協議に参加している地元の関係者だけで、どこまでの見通しが出されるか、きれいに計画を作ることではなく、課題を明らかにすることも含めて計画づくりを進めるべき。
- ・ 「地域計画」で明らかになった地元の協議だけでは対応困難な農地に、行政がどう支援を進めることができるのかについて検討をお願いしたい。基本計画の策定においても、各地で進んでいる地域計画づくりの中で見えてきている課題を取り上げて検討すべき。
- ・ 付加価値向上や知的財産は重要な課題ではあるが、全体の課題の中の技術の「部分」である点に留意が必要。また、農産物のブランド化は、自給率の向上には直接的には貢献しない点も踏まえておく必要。
- ・ 技術・付加価値向上としては、消費者ニーズに沿った生産、6次化などに取り組んできたと思うが、その現状と評価、課題の分析をお願いしたい。

以 上